

（介護予防）小規模多機能型居宅介護 体制加算等届出添付書類

【提出期限】

加算算定月の前月 15 日まで（15 日が休日の場合は直前の開庁日まで）【必着】

※書類の届出が締切日を過ぎた場合、翌々月以降の算定開始になります。

【体制届に必要な書類】

1. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）
2. 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1－3－2）
3. 添付書類（下記の添付書類一覧に記載されている書類を添付してください。）

介護給付費算定に係る体制等	添付書類
短期利用型の開始	・ 添付書類なし
高齢者虐待防止措置実施の有無	・ 添付書類なし ※届出がない場合は減算とみなします。
業務継続計画策定の有無	・ 添付書類なし ※届出がない場合は減算とみなします。
特別地域加算	・ 添付書類なし
中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	・ 添付書類なし
認知症加算	・ 認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）に係る届出書（別紙 4 4） ・ 利用者の割合に関する計算書（認知症加算）（別紙 2 3－2）
若年性認知症利用者受入加算	・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ※若年性認知症利用者に対応する職員がわかるようにしてください。
看護職員配置加算 （Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）	・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・ 看護師の資格者証の写し（加算Ⅰ、Ⅲのみ） ・ 准看護師の資格者証の写し（加算Ⅱ、Ⅲのみ）
看取り連携体制加算	・ 看取り連携体制加算に係る届出書（別紙 1 3）
訪問体制強化加算	・ 訪問体制強化加算に係る届出書（別紙 4 5）
総合マネジメント体制強化加算	・ 総合マネジメント体制強化加算に係る届出書（別紙 4 2）
科学的介護推進体制加算	・ 添付書類なし ※LIFE を「あり」にしてください。
生産性向上推進体制加算 （Ⅰ）・（Ⅱ）	・ 生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙 2 8）

サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)	・ サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４－５） ・ 有資格者等の割合の参考計算書（別紙７－２）
介護職員等処遇改善加算	・ 処遇改善計画書 ※算定しようとする月の前々月の末日までに提出してください。 ※詳細については、別途ホームページをご確認ください。

※ 必要な添付書類については、今後添付書類の追加をお願いすることがあります。